

社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員、会長、理事、監事及び各種委員会委員等（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関する事項について定める。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬額は、別表のとおりとする。

- 2 会長の報酬額は、月額10万円とする。
- 3 市の職員が本会の役員等を兼ねる場合には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支払う。

- 2 市の職員が本会の役員等を兼ねる場合には、これを支給しない。
- 3 旅費の額は、本会職員等の旅費及び費用弁償に関する規程による。

(報酬等の支払)

第4条 役員等の報酬等は、原則として月末締め翌月15日までに支払うものとする。

- 2 会長が月の途中でその職に就き、又はその職を離れた時の報酬等の額は、当該月の現日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割計算とする。

(公表)

第5条 本会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会において別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成17年10月11日から施行する。
(平成17年10月11日設立理事会承認 平成17年10月11日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成17年10月26日から施行する。
(平成17年10月26日理事会承認)

附則

- 1 この規程は、平成20年6月27日から施行する。
(平成20年6月27日理事会承認 平成20年6月27日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(平成21年2月20日理事会承認 平成21年2月20日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。
(平成24年11月26日理事会同意 平成24年11月26日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日理事会承認 平成25年3月29日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
(平成27年5月20日理事会承認 平成27年5月27日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年2月8日理事会承認 平成28年2月16日評議員会承認)

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年2月22日理事会同意 平成29年3月27日評議員会議決)

附則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第2条の別表中の地域福祉推進委員会参与の報酬等については、平成30年9月1日から施行する。
(平成29年9月20日理事会同意 平成29年9月29日評議員会議決)

附則

- 1 この規程は、令和2年3月27日から施行する。
- 2 第2条第1項の改正は令和元年11月28日より適用する。
(令和2年3月13日理事会同意 令和2年3月27日評議員会議決)

附則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
(令和4年6月13日理事会同意 令和4年6月28日評議員会議決)

附則

- 1 この規程は、令和6年11月1日から施行する。
(令和6年9月25日理事会同意 令和6年10月8日評議員会議決)

別表（第2条関係）

役職名	報酬の額
評議員	日額 4, 0 0 0 円
理事	日額 4, 0 0 0 円
監事	日額 4, 0 0 0 円 (監査及び調査の場合は、日額 8, 0 0 0 円)
地域福祉推進委員会委員及び参与	日額 3, 5 0 0 円
評議員選任解任委員会委員	日額 3, 5 0 0 円
福祉資金貸付審査委員会委員	日額 3, 5 0 0 円
福祉サービスに関する苦情解決委員会委員	日額 3, 5 0 0 円
雲仙市ボランティアセンター運営委員会委員	日額 3, 5 0 0 円
協議体委員（生活支援体制整備事業）	日額 3, 5 0 0 円
法人後見事業準備委員会並びに法人後見事業 審議委員会委員	日額 4, 5 0 0 円